

インボイス制度の導入に伴う FIT制度上の対応について

2023年12月19日

資源エネルギー庁

1. 現行制度の概要

2. インボイス登録状況等のフォローアップ

3. 2024年度の対応（案）

インボイス制度について

- 平成28年度税制改正においては、適正な課税を確保する観点から、2023年10月1日より複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（以下「インボイス制度」という。）を導入することとされた。
- インボイス制度の下では、税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）」が交付する「適格請求書（インボイス）」等の保存が仕入税額控除の要件となる。
- インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合を除き、取引の相手方（課税事業者に限る）の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課される。

<消費税額の計算方法等>

計算方法 (消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引く（=仕入税額控除）ことで計算)

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額（仕入税額）}$$



仕入税額控除の要件

	～2019年9月 (請求書等保存方式)	2019年10月～2023年9月 (区分記載請求書等保存方式)	2023年10月～ (適格請求書等保存方式 =インボイス制度)
請求書等	請求書等の客観的な証拠書類の保存	一定の記載事項が追加された請求書等（区分記載請求書等）の客観的な証拠書類の保存	適格請求書（インボイス）の保存
帳簿	仕入れの事実を記載した帳簿の保存	一定の記載事項が追加された仕入れの事実を記載した帳簿の保存	(同左)

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度

※適格請求書（インボイス）⇒ **売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段**

【これまでの区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における
暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	株△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ **税率ごとに区分して合計した
対価の額（税込）**
- ⑤ **軽減税率の対象品目である旨**
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	株△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
：	：
合 計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

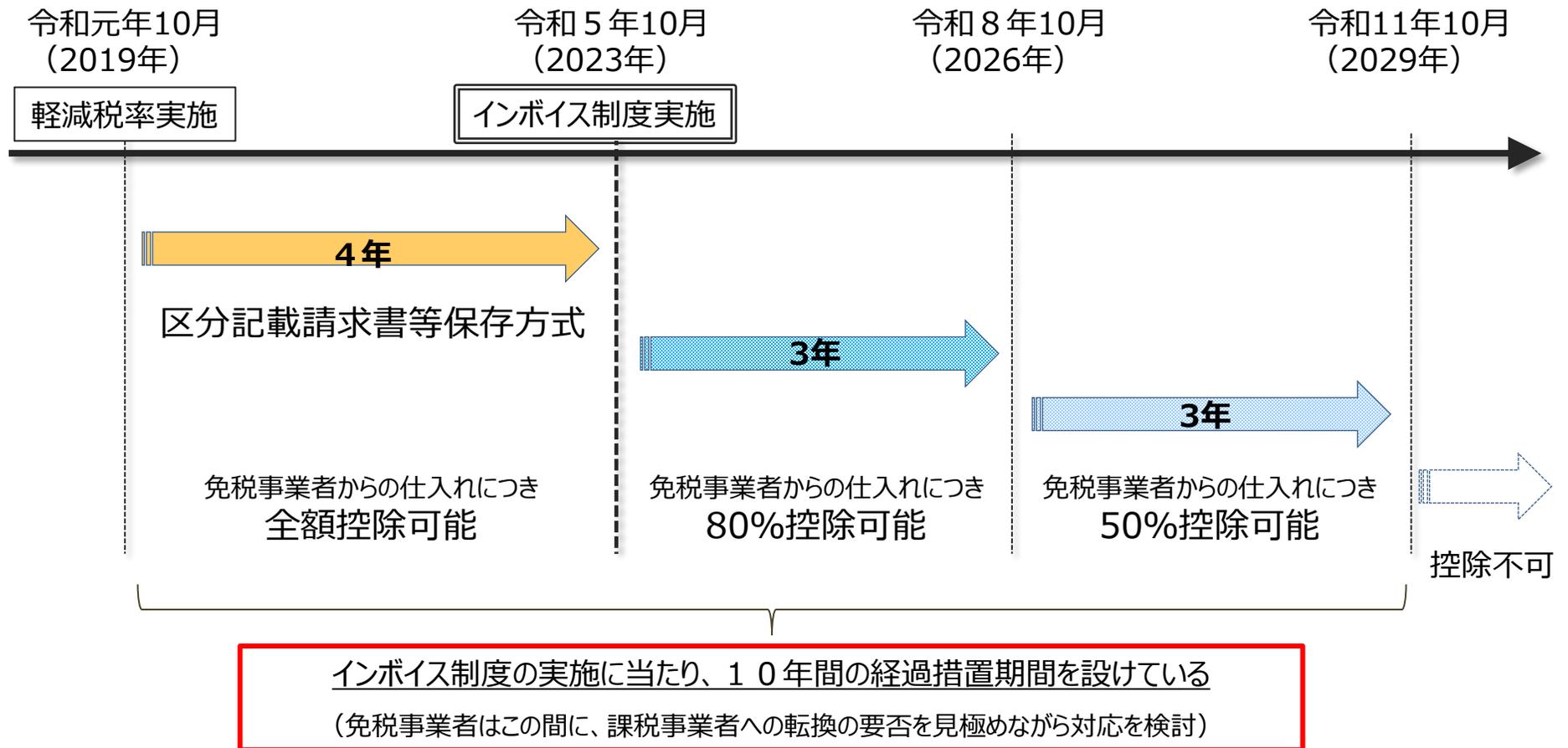
【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項
が追加されたもの

- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**

(参考) インボイス制度の実施に当たっての経過措置

- インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについて、**制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能。**



インボイス制度の導入に伴うFIT制度上の対応 (背景)

- 2023年10月のインボイス制度開始後、買取義務者は、認定事業者へ支払う買取価格のうち、**仕入れの事実を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）の保存等を要件として、インボイス発行事業者との取引についてのみ仕入税額控除が可能。**
- インボイスを発行できない免税事業者などとの取引において、**買取義務者はインボイスを取得できず、当該取引分の仕入税額控除ができない。**

○インボイス導入前 (2023年9月以前)



○インボイス導入後 (2023年10月以降)



インボイス制度の導入に伴うFIT制度上の対応（新規認定）

- 新規認定については、課税事業者がインボイス発行事業者として登録を行うことを認定要件とする。
(※) 免税事業者については、これまでと同様、インボイス登録がなくともFIT認定を受けることが可能。
- その上で、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、2024年度以降の調達価格については、インボイス発行事業者と非インボイス発行事業者で、買取価格における消費税の取扱いについて、区別して設定することとされた。

令和5年度以降の調達価格等に関する意見
(2023年2月8日)より抜粋

- (略) これまでに設定されている調達価格については、消費税の税率変更の可能性も想定し、原則、外税方式として、10kW未満の太陽光発電（余剰買取）については、消費税の納税義務のない一般消費者が主な認定事業者となることから内税方式とされていた。
- 免税事業者には消費税の納税の義務がないこと、また、インボイス制度開始後、免税事業者との取引については、仕入税額控除ができないことにより消費税負担が生じることをふまえ、2024年度以降の調達価格については、その電源種や規模によらず、
 - インボイス発行事業者（すなわち課税事業者）：外税方式
 - 非インボイス発行事業者（すなわち免税事業者）：内税方式（これまでの10kW未満の太陽光発電と同様）とした。

インボイス制度の導入に伴うFIT制度上の対応（既認定）

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- 具体的には、買取義務者とも連携して、課税事業者のインボイス登録に向けて、認定事業者へのメール・はがき送付や検針票・web明細等による個別周知等に適切に取り組んでいく。
 - (※) 免税事業者の方に向けて、インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されないことがないことも併せて発信していく。
- こうした取組を大前提に、インボイス制度導入後（2023年10月1日以降）に買取義務者に生じる新たな消費税負担に関して、2023年度については、FIT制度において手当することとしてはどうか。
 - (※) 後述の調査結果（インボイス登録済／予定ありの割合）から機械的に試算される、2023年度に仕入税額控除ができない額は、10kW未満の太陽光分が約15億円、10kW以上の太陽光分が約39億円、風力・地熱・中小水力・バイオマス分が約4億円。
なお、これらの数値は、2023年10月-2024年3月の半年間の数値である。
- その上で、FIT認定事業者のインボイス登録の状況や、資源エネルギー庁・買取義務者の周知等の取組等を継続的にフォローアップし、その動向もふまえた上で、今後のFIT制度上の対応や、課税事業者のインボイス登録に向けて既認定案件も含めて更なる追加的な対応等を今後検討していく。

(参考) FIT認定事業者の対応等に関する調査概要①

第49回再エネ大量導入・次世代NW小委員会
(2023年2月9日) 資料1を一部加工

- **FIT制度におけるインボイス制度導入の影響の程度**を把握するため、FIT認定事業者に対して、以下の調査を実施。
 - **調査対象**：太陽光、陸上風力（50kW以上）、バイオマス（50kW以上）発電設備を保有するFIT認定事業者
 - **調査期間**：（第1弾）2022年9月22日～10月10日、（第2弾）2023年1月4日～1月20日
 - **送付件数**：合計20,157件
 - ※太陽光（2MW以上）、風力（50kW以上）、バイオマス（50kW以上）については、導入件数の全件に送付。
 - 太陽光（2MW未満）については、規模別の導入件数をふまえて送付件数を割振。
 - **回答数**：合計3,526件（回答率17.5%）
 - **主な設問**：1）消費税法上の課税事業者に該当するか、免税事業者に該当するか。
 2）2023年10月のインボイス制度開始に向けて、インボイス登録をしているか、または、する予定か。
 3）課税事業者であってインボイス登録の「予定がない」と回答した場合、インボイス登録の予定がない理由。

<電源・規模別の調査送付件数・回答件数>

太陽光発電設備を保有する方	-10kW	10-50kW	50-500kW	500-2000kW	2000kW-
送付件数	6,746件	5,935件	3,266件	2,192件	949件
回答件数・回答率	453件 (6.7%)	835件 (14.0%)	759件 (23.2%)	667件 (30.4%)	328件 (34.5%)

風力発電設備を保有する方	50kW-
送付件数	366件
回答件数・回答率	173件 (47.2%)

バイオマス発電設備を保有する方	50kW-
送付件数	703件
回答件数・回答率	311件 (44.2%)

※ 認定設備毎に調査票を送付。ただし、同一事業者には複数の回答を求めていないことから、延べ回答総数は記載の回答数を超える。

※ 統計上の有効回答数について、母比率50%、許容誤差5%、信頼度95%として算出すると、太陽光で274～364件、陸上風力で173件、バイオマスで249件であり、概ねどの区分も有効回答件数以上の回答を得られている。

(参考) FIT認定事業者の対応等に関する調査概要②

- 設問 (1) 課税／免税事業者の該当、(2) インボイス登録の予定の有無に対する回答結果は、以下のとおり。
- また、設問 (3) 課税事業者であってインボイス登録の予定がない理由に関しては、主に、「インボイス制度について、まだ十分に理解していないため」、「インボイス登録の対応について、現在検討中のため」といった回答。

太陽光発電設備を保有する方	-10kW	10-50kW	50-500kW	500-2000kW	2000kW-
回答件数	453件	835件	759件	667件	328件
1) 課税事業者	95件 (21%)	442件 (53%)	717件 (94%)	665件 (99%)	325件 (99%)
①インボイス登録 済／予定あり	89件	419件	705件	650件	318件
②インボイス登録 予定なし	6件	23件	12件	15件	7件
2) 免税事業者	358件 (79%)	393件 (47%)	42件 (6%)	2件 (1%)	3件 (1%)
①インボイス登録 済／予定あり	22件	38件	9件	1件	0件
②インボイス登録予定なし	336件	355件	33件	1件	3件
回答全体に対するインボイス登録済／予定ありの件数・割合	111件 (24.5%)	457件 (54.7%)	714件 (94.1%)	651件 (97.6%)	318件 (96.9%)

風力発電設備を保有する方	50kW-
回答件数	173件
1) 課税事業者	162件 (94%)
①インボイス登録 済／予定あり	158件
②インボイス登録 予定なし	4件
2) 免税事業者	11件 (6%)
①インボイス登録 済／予定あり	2件
②インボイス登録予定なし	9件
回答全体に対するインボイス登録済／予定ありの件数・割合	160件 (92.4%)

バイオマス発電設備を保有する方	50kW-
回答件数	311件
1) 課税事業者	284件 (91%)
①インボイス登録 済／予定あり	280件
②インボイス登録 予定なし	4件
2) 免税事業者	27件 (9%)
①インボイス登録 済／予定あり	22件
②インボイス登録予定なし	5件
回答全体に対するインボイス登録済／予定ありの件数・割合	302件 (97.1%)

1. 現行制度の概要

2. **インボイス登録状況等のフォローアップ**

3. 2024年度の対応（案）

既認定の課税事業者におけるインボイス登録に向けた取組①

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。
- 課税事業者のインボイス発行事業者としての登録に向けた具体的な取組として、買取義務者とも連携して、認定事業者に対する周知を以下のとおり実施。

(※) 免税事業者の方に向けて、インボイスの登録がなくとも現行の買取価格が変更されることがないことも併せて発信していく。

- 複数回のメール・ハガキ送付等による、認定事業者への個別周知（資源エネルギー庁）
- 検針票・web明細等による、認定事業者への個別周知（買取義務者）
- 資源エネルギー庁HP（なっとく！再生可能エネルギー）にて、認定事業者のインボイス制度に伴う対応等に関して必要な情報を整理したウェブページ開設（資源エネルギー庁）

(例1) 資源エネルギー庁による周知ハガキ

再生FIT制度の認定を受けている皆様へ

2023年10月からのインボイス制度について

2023年10月1日から開始するインボイス制度につきまして、FIT認定を受けている皆様におかれましては、消費税の申告・納付の状況に応じてご確認ください。本ハガキは、インボイス制度に関する対応が必要なものも、FIT認定を受けている方に送付しております。ご理解願いますようお願い申し上げます。

●既にFIT認定を受けている方

消費税を申告・納付していない方へ

インボイスの登録については対応不要です。インボイスの登録がなくとも、現行の買取価格が変更されることはありません。なお、他の事業に伴って課税事業者に該当する方や課税事業者になる予定がある方は、ハガキ下部(資源エネルギー庁HP)もご確認ください。※会社にお届けの方や年末締め済みの場合は、ご自宅宛に送付した。太陽光発電設備から生じた電気的全額売上の収入については、消費税の課税の対象です。

消費税を申告・納税されている方(課税事業者)へ

以下を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 インボイス発行事業者としての登録申請手続き
- 2 買取義務者へのインボイス登録番号の報告

2023年度以降、新たにFIT認定を受けようとする方も、消費税を申告・納付していない方は、インボイスの登録がなくとも、FIT認定を受けることが可能です。詳細はご自宅下のQRコードをご覧ください。

再生エネルギー法(FIT・FIT制度)及び再生可能エネルギーに係る支援制度に関するお問い合わせ窓口(課税事業者専用エネルギーコールセンター)まで **再生可能エネルギー**

0570-057-333 こちらからアクセス

一部のIP電話で上記に繋がらない場合は、044-952-7917におかけください。受付時間/平日9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始は休み)

(例2) 買取義務者による検針票による周知

インボイス制度に関するお知らせ

インボイス制度について、資源エネルギー庁および当社は、FIT認定事業者が消費税法に基づく課税事業者に該当する場合、適格請求書発行事業者(インボイス事業者)の登録をお願いしています(詳細は、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」をご覧ください)。

なお、具体的な適格請求書発行事業者の登録方法等については最寄りの税務署へご確認ください。

また、当社への登録番号のご連絡方法については、当社ホームページにてご案内しています。

資源エネルギー庁ホームページはこちら → https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_invoice.html

当社 ホームページはこちら →

ここからゆっくりはがして内容をご覧ください。万一ぬれた場合は完全に乾いてからはがしてください。

2023年〇〇月〇〇日
〇〇電力株式会社

購入料金等のお知らせ

2023年〇〇月分の購入電力料金等につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

発電者名	〇〇 〇〇
発電設備設置場所住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇番〇〇号
受電地点特定番号	11-1111-1111-1111-1111

実績月	2023年〇〇月買取
検針日	2023年〇〇月〇〇日
検針期間	2023年〇〇月〇〇日 ~ 2023年〇〇月〇〇日

受給電力量	〇〇 kWh
受給料金(税込)	〇〇〇〇 円
積算額(税込)	〇〇 円
お振込み額	〇〇〇〇 円
うち消費税等相当額(10%)	〇〇 円

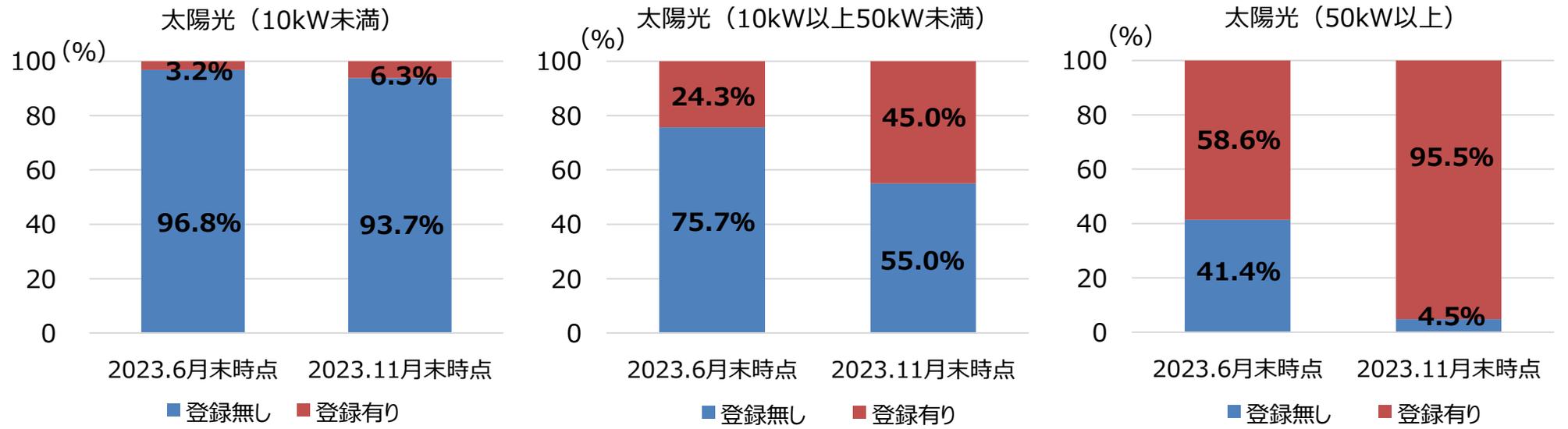
<備考>

2023年10月よりインボイス制度が始まります。消費税法に基づく課税事業者に該当する場合は、適格請求書発行事業者の登録申請をお願いいたします。登録にあたっての詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご覧ください。なお、登録番号の当社への届出の手続きについては、本年〇月頃を目途にあらためてお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

以上

既認定の課税事業者におけるインボイス登録に向けた取組②

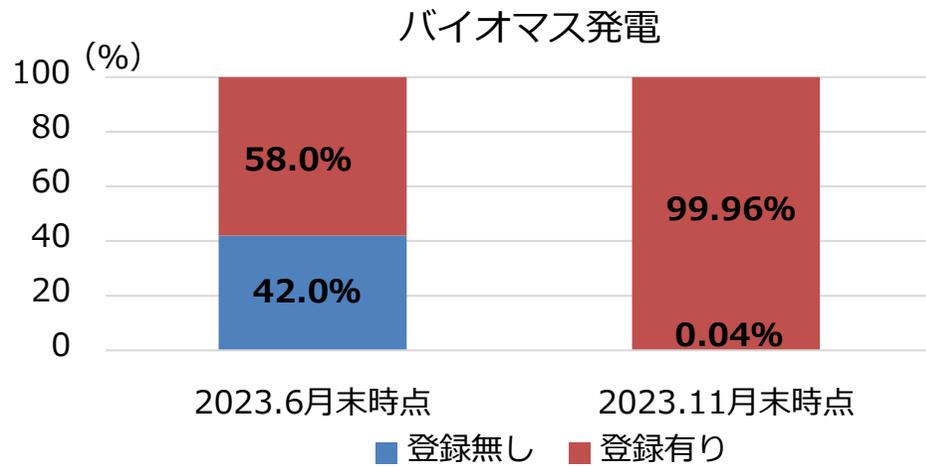
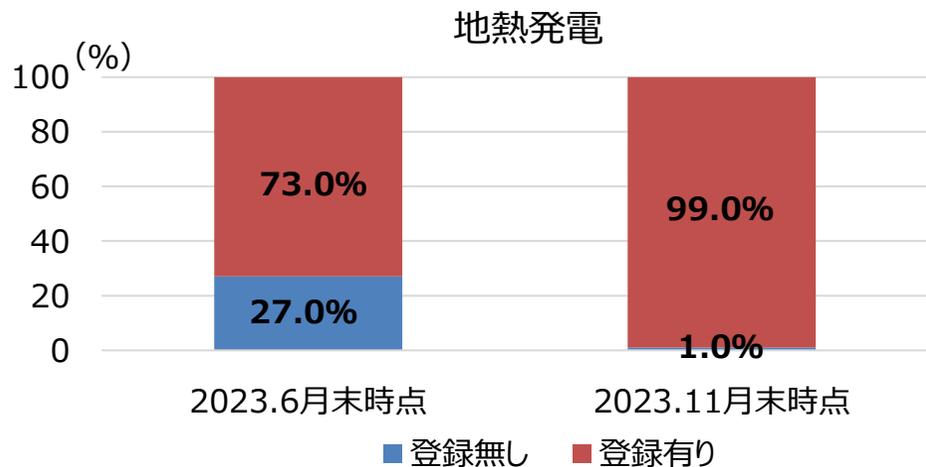
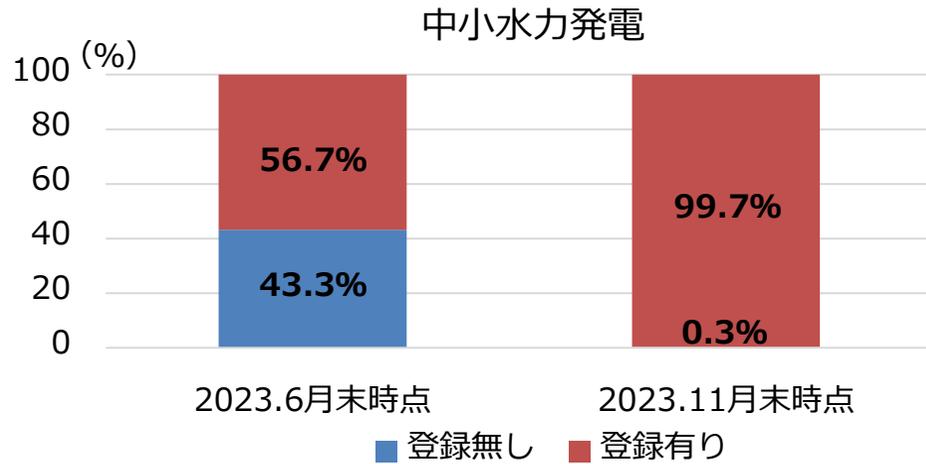
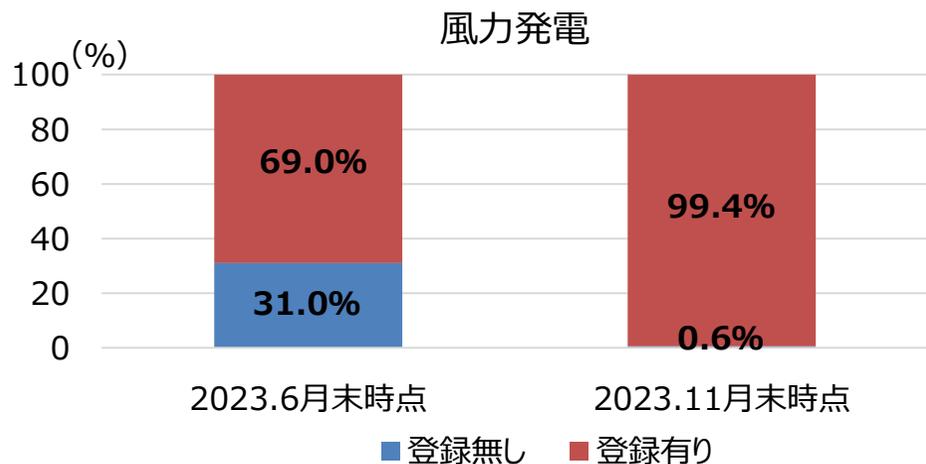
- 課税事業者のうちインボイス未登録である認定事業者について、インボイス発行事業者としての登録がなされるよう、買取義務者から認定事業者への徹底した周知等が実施されることが重要。このため、こうした周知等の実施について、資源エネルギー庁から買取義務者に対して依頼し、継続的にフォローアップを行ってきた。
- 送配電事業者・小売電気事業者（旧一電）では、インボイスの登録状況が把握できていない課税事業者に対し、複数回の架電を行い登録状況を確認。また、コールセンターの設置等により、問合せへの応答体制を構築。認定事業者のインボイス登録状況については、資源エネルギー庁に定期的な報告を求めており、2023年11月末時点の報告結果（太陽光発電）は次のとおり。（※他電源は次ページ参照）
 - 10kW未満の登録率は6.3%となっており、認定事業者に消費税の納税義務のない個人が多いことが要因と考えられる。
 - 10kW以上50kW未満では、全体の登録率は45.0%。各社の登録率にばらつきがあり、登録率が相対的に高い北海道電力NWでは約6割、東京電力PGでは約5割となっている。
 - 50kW以上の登録率は95.5%となっており、大多数の認定事業者がインボイス登録済。



※ 登録割合は、一般送配電事業者等へのヒアリングを基に、認定容量ベースで算出したもの
 ※ 「登録無し」には免税事業者を含む。

既認定の課税事業者におけるインボイス登録に向けた取組③

● 送配電事業者・小売電気事業者（旧一電）からの**2023年11月末時点**での報告によれば、風力発電、地熱発電、中小水力発電、バイオマス発電は、**ほぼ全ての認定事業者（99%以上）がインボイス登録済**となっている。



※ 登録割合は、一般送配電事業者等へのヒアリングを基に、認定容量ベースで算出したもの
 ※ 「登録無し」には免税事業者を含む。

既認定の課税事業者におけるインボイス登録に向けた取組④

- **小売電気事業者（新電力）**に対しては、**認定事業者への周知を依頼**するとともに、認定事業者（新電力買取分）に対して、インボイス登録状況を把握するためのアンケートを実施（2023年9月時点）。**太陽光発電（10kW未満）の登録率は38.9%、太陽光発電（10kW以上）の登録率は93.8%**などとなっている。
- また、**各電源の事業者団体**に対しては、各電源の認定事業者に**インボイス制度開始の周知依頼**を行うとともに、**インボイス登録事業者である場合には買取義務者へインボイス登録番号の報告をするよう依頼**。
- さらに、認定事業者である**自治体等**に対しては、**インボイス登録依頼メールを発出するとともに、対応状況に関するアンケートを実施**。自家消費中心で売電予定のない事業等を除き、**95%が登録済**の状況。

＜認定事業者（新電力買取分）のインボイス登録状況＞

	太陽光 (10kW未満)	太陽光 (10kW以上)	風力	中小水力	地熱	バイオマス
登録率	38.9%	93.8%	99.2%	88.8%	95.7%	79.5%

(2023年9月実施・回答数：66件（登録率は認定容量ベース）)

1. 現行制度の概要

2. インボイス登録状況等のフォローアップ

3. 2024年度の対応（案）

2024年度の対応（案）

- インボイス制度の導入に伴い、買取義務者に過度な負担が生じ買取業務の継続が困難となることのないよう、既認定の課税事業者については、インボイス発行事業者としての登録を適切に促していく必要がある。このため、これまで、買取義務者とも連携して、課税事業者のインボイス登録に向けて、認定事業者へのメール・はがき送付や検針票・web明細等による個別周知、買取義務者からの個別架電等に取り組んできた。
- これまでの周知の結果、既認定の課税事業者において、インボイス発行事業者としての登録が一定程度進みつつあるが、電源に応じて、事業者の特性（免税事業者と課税事業者の比率等）が異なり、登録状況に差異が見られる。この点も踏まえ、買取義務者に生じる消費税負担に関して、次のように電源別に対応を講じることとしてはどうか。
 - 住宅用太陽光については、認定事業者に個人が多いという点にも鑑み、2024年度は引き続きFIT制度において手当てすることとしてはどうか。他方で、これまでの調査結果等を踏まえると、現時点でインボイス未登録の者の中にも一定数の課税事業者が存在している可能性があることから、今後、更なる調査等を行って状況把握を進めた上で、2025年度以降の取扱いを検討していくこととしてはどうか。
 - 事業用太陽光発電については、引き続き課税事業者におけるインボイス登録を促進する必要性が特に大きい。このため、2024年度は引き続きFIT制度において手当てすることとしつつも、2025年度以降は、例えば、2024年度における買取義務者ごとの認定事業者のインボイス登録状況を踏まえた措置などを検討した上で、課税事業者におけるインボイス登録を一層促進していくこととしてはどうか。
 - 風力発電・地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電については、認定事業者の99%以上がインボイス登録済の課税事業者となっている。また、2024年度以降の新規認定案件では、インボイス発行事業者と非インボイス発行事業者で、買取価格における消費税の取扱いが区別されるが、この制度の下での認定状況等も注視していく必要がある。このため、2024年度は引き続きFIT制度において手当てすることとし、2025年度以降は、FIT制度での手当てを行わないことも含め、前述の認定状況等も踏まえて取扱いを検討していくこととしてはどうか。
- その上で、引き続き、FIT認定事業者のインボイス登録の状況や買取義務者の周知等の取組等を継続的にフォローアップしていくこととしてはどうか。